

# 子供にとって望ましい教育環境の一層の充実を目指して

## 桐生市立中学校の適正規模・適正配置実施計画

桐生市立中学校の適正規模・適正配置実施計画を次のとおり改定する。

平成18年6月12日

桐生市教育委員会

教育長 中嶋 三代支

### 1 はじめに

桐生市教育委員会では、市立中学校の生徒数が減少する中、生徒にとって望ましい教育環境の一層の充実を目指し、「集団生活を通しての学び」「教職員の専門性の発揮」「部活動の選択幅の拡大」を目的に、平成17年1月20日に策定した「桐生市立中学校の適正規模・適正配置実施計画」に基づき、これまで当該地区の保護者や住民と協議を重ねてきた。

その結果、「桐生市立中学校の適正規模・適正配置実施計画」を、該当する地区の保護者や住民の大方の同意を得た内容に改め、当計画の実施により、子供が学び、成長するためのよりよい教育環境の一層の充実に資するものとする。

### 2 桐生市立中学校の現状と分析

平成18年度学級編成状況等一覧及び義務教育就学前幼児数調査票（平成18年5月1日現在）に基づく、各中学校の生徒数、学級数、教職員数の予測からは、6学級以下の学校数が平成21年度（表1）では6校であるのが、平成30年度（表2）においては9校と全中学校の半数以上を占めることが読み取れる。

このことは、生徒自身の集団生活を通しての学び、教職員の専門性の発揮、部活動の選択幅の拡大などの阻害要因として捉えられ、この解決策に取り組むことが緊急の課題である。

表1 平成21年度の生徒数・学級数・教職員数の予測

学校名	生徒数(人)				学級数(学級)				教職員数(人)
	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	合計	
東中学校	63	55	58	176	2	2	2	6	12
西中学校	59	49	60	168	2	2	2	6	12
南中学校	55	48	45	148	2	2	2	6	12
北中学校	57	54	83	194	2	2	3	7	13
昭和中学校	24	31	32	87	1	1	1	3	9
境野中学校	106	99	113	318	3	3	3	9	16
広沢中学校	100	88	99	287	3	3	3	9	16
梅田中学校	28	37	41	106	1	1	2	4	9
相生中学校	201	201	203	605	6	6	6	18	29
川内中学校	93	80	102	275	3	2	3	8	15
桜木中学校	111	99	120	330	3	3	3	9	16
菱中学校	56	84	53	193	2	3	2	7	13
新里中学校	180	188	203	571	5	5	6	16	26
黒保根中学校	16	21	20	57	1	1	1	3	9
計	1,149	1,134	1,232	3,515	36	36	39	111	207

(注1.平成18年5月1日現在の児童数を基準に作成、特学は除く)

(注2.教職員数は、『平成18年度群馬県市町村立小・中学校教職員配当基準表』に基づいており、校長・教頭・教諭の数である。)

表2 平成30年度の生徒数・学級数・教職員数の予測

学校名	生徒数(人)				学級数(学級)				教職員数 (人)
	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	合計	
東中学校	45	48	55	148	2	2	2	6	12
西中学校	34	48	47	129	1	2	2	5	10
南中学校	27	26	23	76	1	1	1	3	9
北中学校	34	35	51	120	1	1	2	4	9
昭和中学校	16	21	21	58	1	1	1	3	9
境野中学校	66	87	79	232	2	3	2	7	13
広沢中学校	88	109	117	314	3	3	3	9	16
梅田中学校	21	35	28	84	1	1	1	3	9
相生中学校	139	190	183	512	4	5	5	14	22
川内中学校	62	76	70	108	2	2	2	6	12
桜木中学校	90	95	88	273	3	3	3	9	16
菱中学校	34	19	43	96	1	1	2	4	9
新里中学校	139	133	138	410	4	4	4	12	20
黒保根中学校	10	6	11	27	1	1	1	3	9
計	805	928	954	2,687	27	30	31	88	175

(注1.平成18年5月1日現在の児童数を基準に作成、特学は除く)

(注2.教職員数は、『平成18年度群馬県市町村立小・中学校教職員配当基準表』に基づいており、校長・教頭・教諭の数である。)

### 3 実施計画策定の考え方

「桐生市立中学校の適正規模・適正配置」は、次の6つを基本的な考え方とした。

- (1) 原則として、1学年単学級の解消を図る。
- (2) 統合校の学校規模は、地域特性を勘案し、12学級から18学級( )を基本とする。
- (3) 1学級40人を基本とする。
- (4) 現行中学校通学区域(学校区)の統合を基本とする。
- (5) 既存の施設を使用する。
- (6) 通学距離6km以内を原則とする。  
( )学校教育法施行規則第55条「中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、土地の状況その他により特別の事情があるときは、この限りではない。」

### 4 中学校の適正規模・適正配置の必要性

次の3つの視点により、一中学校あたりの生徒数を増やすことが必要である。

- (1) 集団生活を通しての学び  
生徒にとって、一学年単学級よりも複数の学級が編成できる方が、集団生活を通しての学びがより多くなる。また、クラス替えは新しい仲間との出会いになり、それが刺激になり、改めて自己を見つめたり人間関係を考えたりするようになり、さらには新しい集団を作りあげていくことを学ぶ機会にもなる。このことが、将来、社会に出て活躍する生徒にとって必要である。
- (2) 教職員の専門性の発揮  
生徒の学力を高め、個性を伸ばしていくためには、学級数が適正規模であれば、各教科の免許を所有している教員を配置でき、教員の専門性を生かした教育活動を行うことが容易となる。
- (3) 選択教科及び部活動の選択幅の拡大  
選択教科や部活動は幅広い分野の興味や関心を深め、特技や体力を伸ばしていく場であるとともに、人間性や社会性をも育む場である。生徒が増えれば、選択教科や部活動の選択幅を広げることが容易となる。

## 5 中学校の適正規模・適正配置による統合

### (1) 統合する中学校と新中学校

統合後にできる新中学校は、地域的特性を勘案し、さらに、教室数、体育館、運動場の面積、通学距離などを総合的に判断するとともに、平成16年3月24日に提出された、「桐生市立学校適正数・適正配置検討委員会」の報告書、さらには地区住民や保護者の要望及び協議を踏まえ決定した。

東中学校、菱中学校及び北中学校を統合する。統合の期日は平成21年4月1日とし、現在の東中学校を使用する。

西中学校、南中学校及び昭和中学校を統合する。統合の期日は平成20年4月1日とし、現在の昭和中学校及び昭和小学校の一部を使用する。

### (2) 適正規模・適正配置による平成21年度及び30年度の生徒数・学級数の予測

統合中学校2校と、現状通りの境野中学校、広沢中学校、相生中学校、川内中学校、桜木中学校、新里中学校の6校の合計8校ではすべての学年が複数学級となり、梅田中学校と黒保根中学校を除いて単学級が解消される。(表3・表4参照)

表3 桐生市立中学校の配置(平成21年度の生徒数・学級数の予測)

学校名	生徒数(人)				学級数(学級)				教職員数(人)
	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	合計	
統合校(東・菱・北中学校)	176	193	194	563	5	5	5	15	24
統合校(西・南・昭和中学校)	138	128	137	403	4	4	4	12	20
境野中学校	106	99	113	318	3	3	3	9	16
広沢中学校	100	88	99	287	3	3	3	9	16
梅田中学校	28	37	41	106	1	1	2	4	9
相生中学校	201	201	203	605	6	6	6	18	29
川内中学校	93	80	102	275	3	2	3	8	15
桜木中学校	111	99	120	330	3	3	3	9	16
新里中学校	180	188	203	571	5	5	6	16	26
黒保根中学校	16	21	20	57	1	1	1	3	9
合計	1,149	1,134	1,232	3,515	34	33	36	103	180

(注1.平成18年5月1日現在の児童数を基準に作成、特学は除く)

(注2.教職員数は、『平成18年度群馬県市町村立小・中学校教職員配当基準表』に基づいており、校長・教頭・教諭の数)

表4 桐生市立中学校の配置(平成30年度の生徒数・学級数の予測)

学校名	生徒数(人)				学級数(学級)				教職員数(人)
	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	合計	
統合校(東・菱・北中学校)	113	102	149	364	3	3	4	10	18
統合校(西・南・昭和中学校)	77	95	91	263	2	3	3	8	15
境野中学校	66	87	79	232	2	3	2	7	13
広沢中学校	88	109	117	314	3	3	3	9	16
梅田中学校	21	35	28	84	1	1	1	3	9
相生中学校	139	190	183	512	4	5	5	14	22
川内中学校	62	76	70	208	2	2	2	6	12
桜木中学校	90	95	88	273	3	3	3	9	16
新里中学校	139	133	138	410	4	4	4	12	20
黒保根中学校	10	6	11	27	1	1	1	3	9
合計	805	928	954	2,687	25	28	28	81	150

(注1.平成18年5月1日現在の児童数を基準に作成、特学は除く)

(注2.教職員数は、『平成18年度群馬県市町村立小・中学校教職員配当基準表』に基づいており、校長・教頭・教諭の数)

(3) 統合中学校の施設、通学路の整備(資料1～2参照)

施設

普通教室や特別教室などを必要に応じて整備する。

通学路

生徒が旧学区を越えて通学する区間を中心に、危険箇所の調査や通学経路の検討を行う。

通学区

統合後の新中学校への生徒の居住地からの通学を考えた場合、地理的に不合理な通学校になってしまうことも考えられることから、学区の一部変更や地理的理由による「指定変更許可区域」の指定について、地区と協議して定める。

(注 『指定変更許可区域』とは、「指定された学校以外の学校へ行くことができる地域」のこと。)

6 推進のための組織について

統合地区に「中学校統合推進委員会」を設置する。(地区名を冠する。)

- ・当該委員会の委員は、行政協力委員、PTA、学校及び有識者等から若干名を当該地域から選出し、教育長が委嘱する。
- ・当該委員会の下部組織として、必要な部会を置くことができる。

推進委員会の目的

校名、校歌、校章などの選定、学区や通学路についての検討、施設整備等、統合に伴う諸課題について検討し、統合の円滑な推進を目的とする。

附 則

- 1 境野中学校については当分の間、1学年3学級を維持できることから、本計画の対象外とする。
- 2 梅田中学校については地理的理由等により、統合による単学級の解消が現時点では困難であるが、小規模校化による諸問題について引き続き検討する。
- 3 平成17年6月13日の合併により、桐生市立中学校となった黒保根中学校は、本計画の対象外とする。

資料1 統合中学校の普通教室、特別教室、通学距離

学校名	学級数(学級)					教室の種類 項目	普通教室	特別教室	通学距離	
	1年	2年	3年	特殊学級	合計				最長通学距離(km)	備考
統合校 (東・菱・北中学校)	5	5	5	2	17	現有数	12	15	4km	一部学区変更または指定変更許可区域の設定を検討
						必要数	17	15		
						過不足	-5	±0		
統合校 (西・昭和・南中学校)	4	4	4	2	14	現有数	7	10	4km	一部学区変更または指定変更許可区域の設定を検討
						必要数	14	15		
						過不足	-7	-5		

注1 平成18年5月1日現在の状況。

注2 学級数は、両統合校とも最大の学級数となることが予想される平成21年度を基準とした。

注3 特別教室とは、理科、音楽、美術、技術、家庭、外国語、視聴覚、コンピュータ、図書室、特別活動、教育相談のための教室のこと。

注4 特別教室の必要数は、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」による。

学級数(特学を除く)	3~5学級	6~11学級	12~17学級	18~23学級
必要特別教室数	10	12	15	15
総面積(m <sup>2</sup> )	960	1,325	1,994	2,049

注5 ここでの数はあくまで基準に基づくものであり、実際の数と若干異なる場合がある。

資料2 統合中学校の運動場及び体育館の状況

学校名	学級数(学級) 特学を含む	統合中学校の敷地	運動場		体育館	
			運動場の面積(m <sup>2</sup> )	基準面積との比較	体育館の面積(m <sup>2</sup> )	必要面積との比較
統合校 (東・菱・北中学校)	17	東中	13,326	満たしている	1,648	満たしている
統合校 (西・昭和・南中学校)	14	昭和中	16,455	満たしている	1,678	満たしている

体育館の必要面積、運動場の基準面積は、公立学校施設整備費補助金(特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業)交付要綱の規模別校地面積基準表による。

【運動場の基準面積】

10学級:8,316 m<sup>2</sup> 11学級:8,583 m<sup>2</sup> 12学級:8,851 m<sup>2</sup> 13学級:9,118 m<sup>2</sup>  
14学級:9,385 m<sup>2</sup> 15学級:9,653 m<sup>2</sup> 16学級:9,920 m<sup>2</sup> 17学級:10,187 m<sup>2</sup>

【体育館の必要面積】 (特殊学級を含む)

1~17学級:1,138 m<sup>2</sup> 18学級以上:1,476 m<sup>2</sup>